

あしきたし えんがっこう こうとうぶさしき ぶんきょうしつせい とこころえ  
< 芦北支援学校高等部佐敷分教室生徒心得 >

1 礼節

- (1) お互いに気持ちのよいあいさつや言葉遣いをする。
- (2) その場に応じた礼儀や節度ある行動をする。

2 通学

- (1) 通学の際は、本校で定められた制服を着用し、交通ルール・マナーを守り、決まった経路で通学する。また、登下校時に店、自動販売機等への寄り道は原則禁止する。
- (2) 登下校の時刻を守る。
  - ① 始業時刻 8:30
  - ② 終業時刻 15:05
  - ③ 終業時刻以降、学校に残る場合は、担任や分教室主任の許可を得る。

3 学校生活

- (1) 校舎への出入りは、分教室玄関を利用する。
- (2) 登校後、校外や芦北高校の教室等へ行く場合は、担任の許可を得る。
- (3) 学校内の公共物を大切にし、故意に破損した場合は弁償する。
- (4) 学校内の物品を使用する場合は、担任の許可を得る。

4 欠席・遅刻

- (1) 欠席
  - ア 病気やその他の理由でやむを得ず欠席する場合は、必ず保護者に始業時間前までに学校に保護者間連絡システム「すぐーる」又は電話等で、その旨を連絡してもらうこと。
  - イ 忌引きの場合は、必ず保護者に事前に学校に保護者間連絡システム「すぐーる」又は電話等で、その旨を連絡してもらうこと。忌引きの期間は次のとおりとする。

父母 = 7日間

祖父母 = 3日間

兄弟姉妹 = 3日間

(2) 遅刻

病気やその他の理由でやむを得ず遅刻をする場合は、必ず保護者に始業時間前までに学校に保護者間連絡システム「すぐーる」又は電話等で、その旨を連絡してもらうこと。

5 服装・所持品

- (1) 通学時は学校指定の制服を着用する。ただし、男子生徒用、女子生徒用と限定せず、生徒本人の意思を尊重し、性別に関係なく選ぶことができる。また、やむを得ず他の服装を着用する場合は学級担任に届け出て、許可を得ることとする。
- (2) 原則として、冬服は11月1日～4月30日、夏服は6月1日～9月30日とし、5月1日～31日、10月1日～31日は移行期間とし、生徒の様子やその季節の状況によって判断する。
- (3) 通学や授業、行事の際には制服を着用する。すべてのシーズンを通して、生徒はシャツ、ブラウスを着用し、併せてシャツ、ブラウスにはネクタイまたはベストとリボンを着用する。ただし、夏服時のポロシャツ着用の場合は、ノーネクタイとする。ベストとリボンを着用しないこともできる。また、シャツ、ブラウスはスラックスもしくはスカートの中に入れ、ウエストの位置で正しく履く。生徒は清潔な身なりを心がけ、シャツ、ブラウスの下に着用する下着（Tシャツ）は模様・色が透けにくいものとする。その他の活動においては、原則として指定された作業服、体育服を着用する。
- (4) 靴下の色は黒、紺、グレー、白の単色のものとする。防寒用の黒ストッキング着用は10月1日～3月末とする。
- (5) 通学靴は、派手でない運動靴または、革靴とする。
- (6) 制服スラックスのベルトは必ず着用し、黒・濃紺・濃茶の単色のものとし、バックルは派手でないものとする。
- (7) セーターやベストは黒、紺、グレー、白の単色のものとする。ただし、ジャケットは学校内で必ず着用する。
- (8) ジャンパー・コート類については原則、11月～3月まで着用できるが、その期間外でも体調、気候によって着用することができる。ただし、黒、紺、グレー、白色の派手でないものとする。

- (9) マフラー・手袋については原則、11月～3月まで着用できるが、その期間外でも体調、気候によって着用することができる。ただし、黒、紺、グレー、白色の派手でないものとする。
- (10) ピアス、スカーフ、マニキュア、ネックレス、指輪等、高校生としてふさわしくない装飾品やアクセサリは禁止する。
- (11) 頭髪は常に清潔にし、学習の邪魔にならないように整える。パーマ、染色、脱色、髪飾り等は禁止する。
- (12) 化粧やカラーコンタクトは禁止とする。
- (13) 通学用バッグは、用途に合ったものを使用する。ただし、派手でないものとする。
- (14) スマートフォン又は貴重品（電車賃など）については、登校時に職員に預け、下校時に受け取る。ただし、スマートフォンは預ける前に必ず電源を切ることとする。校内でスマートフォンの使用が必要な時は、担任に理由を伝え、指示された場所で使用する。
- (15) 刃物やその他の危険物は所持を禁止する。
- (16) その他学校生活において、学習に無関係のものの持ち込み（音楽プレイヤー、整髪料など）を禁止する。

## 6 その他

- (1) 健康的な高校生活を送るために、運動・休養(睡眠)・栄養等のバランスを考慮して生活する。
- (2) 生徒証明書はいつも所持する。
- (3) 外出するときには、必ず行き先や帰宅予定時間を家族に伝える。
- (4) 以下の行為を禁止する。（詳細は特別指導に関する諸規定に設ける）
- ア 飲酒、喫煙、薬物乱用、暴力、脅迫行為、いじめ、金銭物資強要。
  - イ 遊技場・娯楽施設（ゲームコーナー、カラオケボックスなど）への立ち入り。
  - ウ 窃盗、その他の違法行為及び破廉恥行為。
  - エ 無断の夜間外出、外泊。
  - オ 交通規則違反行為。
- (5) 交際は、節度を守り、健全なものであること。
- (6) スマートフォンやインターネットの利用については、節度ある利用の仕方を心がける。掲示板への個人情報・誹謗中傷する内容の書き込みは禁止する。場合によ

ては、別に設ける特別指導に関する諸規定により、特別指導の対象となる。

## 7 特別指導

- (1) 規則を守ることができない生徒については、特別指導を行う。
- (2) 特別指導の目的は、ただ単に自分がしたことへの反省を促すことだけではなく、自己を見つめ直し、今後の自分の在り方を再確認することである。そのことを踏まえて、特別指導に関する指導内容や指導期間は別に設ける。

## 8 交通に関する諸規定

- (1) 自転車の乗車について
  - ア 自転車に乗車する場合は、安全のために乗車用ヘルメットをかぶるようにする。
  - イ 日常的に乗車する自転車は、防犯登録と保険（TSマーク）の加入をする。
  - ウ 交通規則を守る。特に、右側通行、自転車の並進、二人乗り、傘さし運転、スマートフォンを使用しながらの運転等、交通事故に結び付くような行為は厳重指導する。
  - エ 自転車の貸借等は禁止する。
- (2) 自転車通学及び自転車通勤（現場実習）について
  - ア 自転車通学及び自転車通勤を希望する生徒は、自転車通学（通勤）許可願により申請しなければならない。
  - イ 許可については、交通機関の有無、通学距離、地形の状況、防犯登録、保険（TSマーク付帯保険等）の加入状況、生徒の様子を考慮し、慎重に審議する。
  - ウ 許可願を受理された生徒であっても、交通規則及び本校の規定を守らず、自転車安全点検を怠り、運転に不相当と思われた生徒については、自転車通学を禁止する場合もある。
- (3) 原付免許証について
  - ア 通学許可距離は自宅から学校まで15Km以上又は、自宅から最寄りの駅まで10Km以上とする。
  - イ アに該当する場合であっても、通学路の状況（交通量、舗装状況）等を生徒指導部で慎重に審議し、原付での通学を許可する。
  - ウ 原付免許試験を受験希望するときは、保護者連名の許可願を提出し、校長の

承認を受ける。原付免許証を希望する理由、交通機関の有無、学習状況、出席状況や生徒の心身の状況等を考え、慎重に審議する。

エ 原付免許の取得については、1年生の1学期終業式以降とする。免許証の管理については保護者責任とする。

オ 学校から受験許可を受けた生徒は、長期休業日を利用して受験する。

カ 免許証を取得した生徒に対しては、保護者同席のもと、責任等について面談を行う。

キ 免許証を取得した生徒は必ず保護者同伴で運転練習を行うものとする。

ク 使用車体は50cc以下、スクーター型とする。

ケ 通学にあつては、道路交通法を厳守するとともに白色のフルフェイス型ヘルメットを正しく着用する。

コ バイクの貸借及び二人乗りは厳禁する。

サ 校内では乗車しない。

シ 交通違反及び交通事故をおこした生徒は、速やかに担任に届け出ること。

ス 学校に無許可で免許証を取得したり、学校を休んで受験をし、免許証を取得したり、原付バイクでの交通違反をした場合は特別指導の対象とする。

#### (4) 自動車免許について

ア 自動車学校入校は卒業後の進路が決定した後とする。

イ 自動車免許証を取得するために、自動車学校に入校する生徒は、保護者連名の許可願を提出し、校長の承認を受ける。学習状況、出席状況、進路の状況、心身の健康状態、生活の様子、校納金の納入状況等を考え、慎重に審議する。

ウ 許可願を提出せずに自動車学校に通った場合は、特別指導の対象とし、卒業まで自動車学校通学を禁止する。

エ 自動車学校に通う生徒については、授業や現場実習等の支障とならないようにする。

オ 現場実習中の講習および仮免等の検定受験は原則認めない。

カ 本免受験は卒業証書授与式の翌日以降とする。また、許可願を提出せずに取得した場合は、特別指導の対象とし、免許証は卒業まで学校で預かる。

キ 自動車学校のために学校の無断欠席や現場実習の欠勤があつた場合は、特別指導の対象とし、自動車学校通学を禁止する場合もある。

## 9 アルバイトについて

課業期間のアルバイトについては、原則禁止とする。長期休業中で諸事情によりやむを得ずアルバイトを必要とする場合は、学級担任と相談のうえ、許可願を提出し、保護者の責任において行う。事故等については保護者とアルバイト先で対応する。

- (1) 学校教育法、児童福祉法、労働基準法、風俗営業法等に照らし合わせ、アルバイト先を学部会、生徒指導部で判断し、校長の決裁後に許可する。
- (2) 仕事内容、就業場所、始業・終業時刻、通勤方法、報酬、事故の際の保険、休憩時間・休日、服装等の細部にわたり雇用者、生徒、保護者の間で連絡を密にすること。
- (3) 時刻は、午前8時から午後5時までとする。期間は、原則として夏季休業中21日(3週間)、冬季休業中が10日間以内とする。ただし、特別な場合があれば別途検討する。
- (4) 夜間や住み込みのアルバイトは禁止する。
- (5) 範囲は原則として居住地の近隣とすること。
- (6) 緊急かつ短期間のものであっても必ず許可願を提出すること。
- (7) 事後の金銭の使途について十分配慮すること。
- (8) アルバイト期間中に事故が発生することも予測されるので、雇用者、保護者、生徒間で十分納得のいく話し合いをしておくこと。

## 10 政治的活動等に関する諸規定

学校の敷地内や登下校時において、以下の政治的活動等を行ったり、参加したりすることを禁止する。規定を守ることができない場合は、特別指導の対象とする。

- (1) 特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的とした行為は禁止する。
- (2) 特定の政治上の主義や施策又は特定の政党や政治的団体等を支持したり、反対したりすることを目的とした行為は禁止する。
- (3) 特定の住民投票について、特定の投票結果となることを目的とした行為は禁止する。

付 則 この心得は、令和7年4月1日から施行する。